

議案第80号

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，指定介護予防サービス事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は，指定介護予防サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第27条の4の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第27条の4の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，その指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければなら

ない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条、第44条及び第49条中「、第25条の2」の次に「並びに第27条の4の2第1号及び第3号」を加える。

第65条の2に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第66条中「、第25条の2」の次に「並びに第27条の4の2第1号及び第3号」を加える。

第75条第2項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第77条中「想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ」を「非常災害に関する」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第78条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第79条中「第27条の3まで」の次に「、第27条の4の2」を加え、同条に後段として次の

ように加える。

この場合において、第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第86条の3中「、第65条の2」を「（第27条の4を除く。）」に改め、「において」の次に「、第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」とを加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改める。

第92条中「第6項を除く。）」の次に「、第27条の4の2」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第98条中「第27条の3まで」の次に「、第27条の4の2」を、「において」の次に「、第27条の4の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を加え、「、「介護予防短期入所療養介護従業者」を「「介護予防短期入所療養介護従業者」に改める。

第113条第2項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第114条及び第122条中「第27条の3まで」の次に「、第27条の4の2」を、「、第26条」の次に「並びに第27条の4の2第1号及び第3号」を加える。

第128条中「、第25条の2」の次に「並びに第27条の4の2第1号及び第3号」を加える。

第131条中「、第27条及び第27条の2、第27条の3（第5項及び第6項を除く。）、第27条の4、第27条の5」を「及び第27条から第27条の5まで（第27条の3第5項及び第6項を除く。）」に改め、「、第25条の2」の次に「並びに第27条の4の2第1号及び第3号」を加える。

第136条中「、第25条の2」の次に「並びに第27条の4の2第1号及び第3号」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第27条の4の2（改正後の条例第33条、第39条、第44条、第49条、第66条、第79条（改正後の条例第85条において準用する場合を含む。）、第86条の3、第92条、第98条（改正後の条例第104条において準用する場合を含む。）、第114条、第122条、第128条、第131条及び第136条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 3 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第78条第1項（改正後の条例第86条の3、第92条、第98条（改正後の条例第104条において準用する場合を含む。）、第114条及び第122条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。